

2010年11月22日 全4頁

番号制度の検討状況

資本市場調査部 制度調査課
鳥毛 拓馬

政府税制調査会専門家委員会の論点整理

[要約]

- 2010年9月14日に政府税制調査会の専門家委員会は、「納税環境整備に関する論点整理」（以下、論点整理）を公表した。
- 論点整理では、番号制度について専門家委員会で出た意見が記載されており、①番号を導入する意義・メリット、②税務利用するための番号に必要な条件、③番号を記載する法定調書の範囲、④プライバシー保護などの項目が挙げられている。
- 専門家委員会の役割は、賛成論と反対論を出して論点を整理し、政府税調の委員が判断しやすいようにまとめることにある。

○2010年9月14日に政府税制調査会の専門家委員会は、「納税環境整備に関する論点整理」（以下、論点整理）を公表した。

○専門家委員会は、与党の議員のみで構成された税制調査会の中で、税制の専門家としての立場から、中長期的な視点で助言を行う役割を担うものである。専門家委員会のなかで、特に重要な課題を集中的に議論する場として、納税環境整備小委員会が設けられており、ここでは主に、2010年度の税制改正大綱で掲げられた納税者権利憲章の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税共通の番号制度導入などについて検討が行われた。

○小委員会の役割は、それぞれのテーマについて結論を出すことではなくて、賛成論と反対論を出して論点を整理し、政府税調の委員が判断しやすいようにまとめることにある。

○本稿では、論点整理に記載されている番号制度に関する意見について掲載する。

1. 番号を導入する意義・メリット

○論点整理では、番号を導入する意義・メリットとして、行政事務を効率化することが可能となる点が挙げられている。

○加えて、行政機関が国民に対して使用する番号を一本化し、行政のオンライン化（E-Government）、窓

ロー一本化が実現すれば、国民に対する行政のワン・ストップ・サービスが可能となる点がメリットとして指摘されている。

- なお、番号制度は、金融所得の課税方式とは必ずしも関係がないとされている。社会保障制度の給付面でのメリットの付与と、税制に対する信頼性を確保するため等に必要なものとのことである。
- 一方で、番号制度を導入しても、低所得者の所得を把握することは困難であり、特に、給付付き税額控除を無職の人等も対象として行うためには、番号制度だけでは対象者の確定は不可能であるとの指摘もあった。
- また、番号制によっても所得の正確な捕捉には限界があるとされていることに対しては、先進各国のほとんどにおいて何らかの番号制度が入っており、所得の正確な捕捉には限界があっても導入する意味があると指摘されている。
- さらに、番号制度の導入により、社会保障制度の充実・効率化、負担の適正化といった目的を達成するには、そもそも番号制度導入後に、どのように具体的な社会保障制度・税制の設計を行うかといった点も検討されなければならない旨の指摘がなされている。

2. 税務利用するための番号に必要な条件

- 論点整理では、税務利用するための番号に必要な条件として、**番号の可視性**が挙げられている。これは、法定調書の提出者が、納税者から提示された番号を目で見てもその番号を法定調書に記載し、税務当局に提出できるようにするために絶対に必要な条件とされている。法定調書の提出者に中小企業が多いことを踏まえたものである。
- また、論点整理では、利用する「番号」として住民票コードを使うことが望ましいとされている。
- しかし、住民票コードは本人に番号が通知されているが、住基カード上には明記されておらず、そのままでは、上記の「番号の可視性」という条件を満たさない。この点について論点整理では対応策は与えられていない。
- 住民票コードを使いつつ、番号の可視性を満たすためには、例えば、住民票コードを暗号化して可視性のある番号を作成するといった方法が考えられる（あるいは、住民票コードを変換した税務番号を住基カードの IC チップに組み込み、この税務番号を IC カードリーダーなどで読み込む方法などを採用することが必要となるであろう）。
- また、住民票コードの現行の根拠法である住民基本台帳法では、民間事業者（給与の支払者や金融機関等）が、住民票コードの告知を求めることを一切禁止している。このため、現行法のままでは、民間の間では利用できないということも言われている。

3. 番号を記載する法定調書の範囲

- 論点整理では、番号制度のそもそもの目的である、納税者の所得補足の正確性の担保のために、法定調書の範囲をどのように広げるかがポイントになると指摘されている。
- 諸外国の例をみると、資金のフロー・ストックの把握という面から、例えば米国では一定の国内送金、預金の入出金、海外送金等について、フランス等では預金口座の開設について資料の提出が義務付けられている。
- 一方、わが国では、1件あたり100万円超の国外送金などが行われた場合、金融機関などから税務署に国外送金等調書が提出されるが、これ以外の資料の提出は義務付けられていない。
- 論点整理では、法定調書の範囲の拡充のみならず提出基準金額の見直しの必要性も指摘されている。
- さらには、給付付き税額控除や、税・社会保障の連携を検討する際には、低所得者の情報や、低所得者ではあるが財産がある者、親から多額の贈与や非課税所得を得ている者の情報なども把握する必要があると指摘されている。
- その他以下の意見が出された。

- ・源泉徴収をした給与等や報酬・料金等に関する法定調書の、金額基準の引下げ（又は撤廃）の検討
- ・株主の異動に関する事項を法定調書の範囲に含めること（対象企業を限定する必要あり）
- ・法人税申告書に添付する勘定科目内訳明細書の記載欄について、所在地等の代わりに番号を記載するなど、法定調書に代替させる
- ・法定調書の範囲の拡大と併せて、零細な事業者にも配慮しつつ、記帳や帳簿の保存義務の範囲を拡大の検討
- ・法定調書の範囲の拡大と併せ、その提出手段として e-Tax の利用普及に努めれば、より法定調書の処理の効率化が進み、番号制度により大きい効果が見込まれる

4. プライバシー保護

- 番号制度の導入に当たって最大の障壁となるのが、プライバシーの問題への対応である。
- 論点整理では、わが国で番号制度が導入される場合には、番号を民間の（課税目的以外の）商業目的利用で用いることについては、厳格にこれを禁止する措置が必要であると指摘されている。
- また、番号制度により収集した所得等情報について厳格な管理を行う観点から、所得等の情報については原則として第三者開示を禁止した上で、①法定資料等の情報を税務当局等に提出する民間事業者、②所得等情報を収集する税務当局等、③税務当局等から情報提供を受ける関係官庁のそれぞれについて厳

格な守秘義務を課す必要がある旨の指摘がなされている。

○さらに、論点整理では、番号が一元化されたとしても、蓄積されたデータは一元化されるわけではないことを国民に早い段階から周知していくことが必要である旨の指摘がされている。

5. その他

○上記の他に論点整理では、以下の意見が出された。

- ・個人・法人間取引や、法人間取引についても適切に把握できるよう、法人等にも付番は必要。
- ・番号の適切な提示・記載を確保するため、告知義務や本人確認義務、その不履行の場合の罰則等の実効性確保措置を整備する必要。
- ・番号制度の導入に当たって、まず公正な第三者機関を作り、そこで相対的に政治や省庁の要求とは切り離して番号制の原案を作成・発表した方が国民の理解を得やすいのではないか。